青森県告示第六百六十号

番図 号面

種道

類の

路 線 名

変

屏風山内真

五所川原市金木

路

第三千百四十九号

平成二十一年

目 次

告 示

右 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出.. 都市計画事業計画の変更認可..... 道路の区域の変更 公共測量の終了...... 公 同...... 告 (監 出 (都市計画課) ... (道 同 納 路 理 課 : 課) : 課) : :

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告..... 文県 化生 課活

:

三.

土地改良区の役員の就任及び退任...... 県西 民地 局域

> : =

出

先機

関

示

告

三項の規定により公示する。

測量計画機関

東北防衛局

測量の種類

公共測量 (移転措置事業)

Ξ 測量の期間

平成二十一年五月三十日から同年八月三十一日まで

兀 測量の地域

三沢市四川目地区

五川目地区

岡三沢地区

大字三沢地区

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 青森県告示第六百六十一号 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、 次のとおり

備部道路課において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、告示の日から平成二十一年十一月十五日まで青森県県土整

平成二十一年十月十六日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

レ	五〇メートル	ДО7	•	七五五	_	まか でら	六〇・〇〇メートルまで一七・〇〇メートルから	소 소	00	0七	六一	前		_ か ら	三七の一	木町菅原二三七の一二から
	長	延	の	地	敷		員	幅	の	地	敷	前変 後更 別の	 間	X	Ø	更

量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

平成二十一年十月十六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

_	_		ļ	計	+	青											
鶴行町	Ē Ī	平 成	l C	り関する	市計	株 県 告				3	3				7	2	1
鶴田町の名称		<u>-</u> +	準月 す	単道事業	選法 (青森県告示第六百六十二号				ļ						Ē	県
R	Ī	年十月	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	の事業	昭和	百六十					道 					道	道
		平成二十一年十月十六日	297十二条	素計画の変更	四十三年法律	- 一号				線	持子沢鶴田]]] [三 二 号	部線
	青森県知事 三 村 申 吾		はおいて半月する同法第プ十二条第一項の規定はより次のとおり告示する	こう1に集用する司佐等で「こそ等」買う見でここのでうごうできてる。計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十一年十月七日認可したので、同条第二項	')		北津軽郡板柳町大字夕顔関字柳田八九の三まで	北津軽郡板柳町大字夕顔関字柳田九〇の一から		北津軽郡板柳町大字夕顔関字柳田九〇の一まで	北津軽郡板柳町大字夕顔関字長田一六五の二から		北津軽郡板柳町大字夕顔関字長田一六五の二まで	北津軽郡板柳町大字五林平字三宅一五の一から	五所川原市金木町菅原二二七の一まで	五所川原市金木町菅原三六七の二から	五所川原市金木町玉水二四三の一まで
える。組	2 健用の部分		1 収用の部分	四事業地	平成四年十二三年業施行期間	鶴田都市計画	後	前	後	後	前	前	後	前	後	前	後
时大字中野字北方, 種方: 北原並	「ここすることで、 種になるでは、 世間の変更認可(平成十七番分)	B し。	部分	:	平成四年十二月九日から平成二十八年三月三十一日まで事業施行期間	鶴田都市計画下水道事業(鶴田町公共下水道)都市計画事業の種類	一七・〇〇メートルまで	一七・〇〇メートルまで	二七・八〇メートルまで	六・五○メートルまで	三〇・〇〇メートルまで	二五・〇〇メートルまで	一九・〇〇メートルまで	二五・〇〇メートルまで	二一・五〇メートルまで	二〇・五〇メートルまで	四一・五〇メートルまで
える。 地に観田町大字中野字北元、種元、北房並びに大字胡材舘字北田、種元地内を加	に鳴り「くらうからくさく 煙さく いったじ にくり 間になっていた でになり ですが おお 計画事業計画の変更認可 (平成十七年青森県告示第八百五十二号) の事業 使用の部分				召士一日まで	小道)	一六六・〇〇メートル	一六六・〇〇メートル	二九七・〇〇メートル	三一・〇〇メートル	二九七・〇〇メートル	三一・〇〇メートル	二九八・〇〇メートル	二九八・〇〇メートル	二九三・〇〇メートル	二九三・〇〇メートル	二七五・五〇メートル

青森県告示第六百六十三号

入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。 次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十一年九月三十日をもって青森県収

平成二十一年十月十六日

売りさばき人の住所及び氏名

青森市大字高田字日野二三四の八

奥崎 久子

青森県告示第六百六十四号

入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。 次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十一年九月三十日をもって青森県収

平成二十一年十月十六日

青森県知事 三 村 申

吾

売りさばき人の住所及び氏名

弘前市大字青山一丁目一六の一一

今武美

公

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

| の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。| 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成二十一年十月十六日

申請のあった年月日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

平成二十一年十月五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人シャーローム

代表者の氏名

Ξ

戸舘 亜輝男

青森県知事

Ξ

村

申

吾

主たる事務所の所在地

兀

上北郡七戸町字舘野二九の六

五 定款に記載された目的

福祉の増進に寄与することを目的とする。支援に関する事業を行うと同時に、地域の人々との交流を深めることによって地域この法人は、七戸町及び周辺市町村を対象に、障がい者に対して社会生活の自立

出先機

関

土地改良区の役員の就任及び退任

平成二十一年十月十六日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

"	理	区役 員 別の
	事	別の
石岡	松 山	氏
繁春	重	名
九 ″ 五 の – ″	七の五番学がいる	住
大字赤石町字宇名原	七の五西津軽郡鰺ケ沢町大字姥袋町字大磯二	所
"	三・ 小三0就任 平成	の 年 月 日就任及び退任

佐橋兼神石石石清松兼佐寺寺藤本平田岡野山平藤沢 一昭慶繁俊重文正重義晩光尊一春一明幸成	
- 昭 慶 繁 俊 重 文 正 重 義 暁 光 尊 - 春 明 幸 成	道 道昭 范晓曹雄光
	v ./0 <u>+</u> # /0 +
- " 二 " 根 " 〇 " 〇 " 九 " - " 七 " - " 四 " - " - " 三 山 四 九 五 七 の 四 〇 六 三 の の - 〇 の の 五 五 五 の 三 " " 八 " " " " " " " " " " " " " " " " "	· 二 " 一 " " 根 " 〇 " 三 " 七 " 山 四 の の 一 の - " " " " 八 " "
大字本石町字字名原大字本石町字字名原大字本石町字字有原二大字を袋町字大磯二大字を袋町字大磯二大字本石町字字名原大字本石町字字名原大字南金沢町字年息点大字南金沢町字上高大字南金沢町字上高	大字的黑田町字野脇大字日照田町字野品大字配前町字山口二大字種里町字有原一大字和里町字有原一大字和里町字有原一
三	, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目|番七七号・(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭